

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科遺伝子解析検査受託規程の制定について
制定理由

長崎大学院医歯薬学総合研究科において行う遺伝子解析検査の受託に関し必要な事項を定めるため、この規程を制定するものである。

平成28年2月4日

医歯薬学総合研究科規程第2号

制定権者 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科長 下川 功

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科遺伝子解析検査受託規程
(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科において行う遺伝子解析検査(以下「検査」という。)の受託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の依頼)

第2条 検査を委託しようとする者(以下「委託者」という。)は、所定の遺伝子解析検査委託書及び検体を長崎大学大学院医歯薬学総合研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

(検査の受託)

第3条 研究科長は、前条の規定により検査の委託があった場合は、教育研究上支障がないと認められる場合に限り、これを受理することができる。

(検査結果の報告)

第4条 検査結果の報告は、所定の遺伝子解析検査結果報告書により行うものとする。

(検査料等)

第5条 先天性QT延長症候群(1～3型)の検査料は、1検体につき、30,495円とする。ただし、研究科長が特に必要と認める場合は、検査料を免除することができる。

2 前項における検査料の徴収方法は、後納とし、検査を委託した者は、請求書に記載する期日までに納付しなければならない。

(検体の返還)

第6条 検体は、原則として返還しない。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、遺伝子解析検査の受託に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。